

国際的エンフォースメント協力と国内法制

——EMMoU を手がかりとした制度的検討——

証券市場のグローバル化の進展に伴い、クロスボーダー不公正取引への対応として、各国規制当局間の調査協力の重要性が一層高まっている。IOSCO の枠組みに基づく多国間情報交換制度 (MMoU) をはじめ、国際的なエンフォースメント協力は、市場の健全性確保に向けた重要な手段として位置づけられてきた。

我が国においても、金融庁は、2025 年 12 月 26 日に公表された金融審議会・市場制度ワーキング・グループ報告において、国際的な調査協力の実効性確保を背景として、強化型の協力枠組み (EMMoU) への署名を視野に入れた法制度上の対応について提言している。こうした動きは、国際的な規制協力の在り方を国内法制との関係で捉え直す契機を与えるものといえる。

本報告は、このような状況を踏まえ、国際的な調査協力の枠組みについて、その制度的性格と位置づけを整理するとともに、国内法秩序との関係で検討を要する論点を概観することを目的とする。特に、規制当局の調査活動により取得された情報が、国際的な協力を通じて外国当局に提供・利用される場合に着目し、その過程に内在する制度的課題について、既存の議論状況を参照しつつ検討を試みる。

具体的な結論を直ちに示すことよりも、国際的なエンフォースメント協力を巡る制度設計が、国内法制との関係でどのような検討課題を内包しうるのかを整理・提示することを通じて、今後の議論に向けた基礎的な視座を提供することを本報告の主眼とする。